

別表 B

指定建設作業の騒音と振動の勧告基準

指定建設作業の種類	騒音	振動	作業時間	延1日作業に おける 時間	け同 る一 作場 業所 時に 間お	お日 け曜 る休 作日 業に	
	敷地境界に おける音量 (dB)	敷地境界に おける振動 の大き (dB)					
1.圧入式くい打機、油圧式くい抜機を使用する作業 ----- 穿孔機を使用するくい打設作業	—	70	午前 7時 から 午後 7時 まで	10 時間 以内	連 続 6 日 以 内	禁 止	
2.インパクトレンチを使用する作業	80						—
3.コンクリートカッターを使用する作業 ※1 ----- ジャイアントブレイカー以外のブレイカー及び さく岩機を使用する作業		騒音規制法に 該当					70
4.ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその 他これらに類する掘削機械を使用する作業 ※1	80	騒音規制法に 該当					
5.空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもので あって、その原動機の定格出力が 15kw 以上) を 使用する作業(さく岩機の動力として使用する作 業を除く。)	80						70
6.振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、 振動プレート、振動ランマその他これらに類する 締固め機械を使用する作業 ※1		80					
7.コンクリートミキサー車を使用するコンクリート の搬入作業 ※2	85						—
8.原動機を使用するつり作業及びコンクリート仕 上げ作業(さく岩機を使用する作業は除く。)		85					
9.動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工 作物を解体し、又は破壊する作業(圧砕機等) ※3	85						75 鋼球使用は振動 規制法に該当
(注) ※1 作業地点が連続的に移動する作業にあって は、1日における当該作業に係る2地点間の最 大距離が 50m を超えない作業に限る。 ※2 道交法に規定する交通規制が行われている 場合、作業時間は午前7時から午後9時まで。 ※3 作業地点が連続的に移動する作業にあって は、1日目における当該作業に係る2地点間の 最大距離が 50m を超えない作業に限り、さく 岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を 使用する作業を除く。		アイ ウエ	アイ	アイウ エオカ			

作業時間等の適用除外項目	
ア	災害その他非常事態の緊急作業
イ	生命・身体の危険防止作業
ウ	鉄道・軌道正常運行確保
エ	道路法による道路占用許可及び道交法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合
オ	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合

カ	商業地域で区長が特に工事を休日に行うことを認めた場合
---	----------------------------